

IV 財 政

1. 予算（令和6年度当初）	93
2. 地方債（企業債）現在高	96
3. 補助（助成）金交付状況	97
4. 預託金運用状況	109
5. 基金運用状況	110
6. 決 算	112
7. 市 税	119
8. 市有財産（物品、基金を除く）	122

1 予算（令和6年度当初）

（１）会計別予算総括

会 計 別			令 和 6 年 度		令 和 5 年 度		前年度との 比 較
			予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	
一 般 会 計			66,716,300	60.9	62,319,600	59.7	4,396,700
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険		17,014,723	15.5	16,808,992	16.1	205,731
	後 期 高 齢 者 医 療		2,408,226	2.2	2,256,340	2.2	151,886
	介 護 保 険		15,010,614	13.7	14,815,385	14.2	195,229
	農業集落排水処理施設事業		-	-	89,913	0.1	皆減
	公共浄化槽等整備推進事業		-	-	52,178	0.1	皆減
	ケーブルテレビ事業		60,565	0.1	38,906	0.0	21,659
	診 療 所		74,900	0.1	68,045	0.1	6,855
	久 連 子 財 産 区		251	0.0	2,281	0.0	△ 2,030
	椎 原 財 産 区		233	0.0	238	0.0	△ 5
	計		34,569,512	31.6	34,132,278	32.7	437,234
企 業 会 計	水 道	収 益 的 支 出	515,353	0.5	490,010	0.5	25,343
		資 本 的 支 出	456,488	0.4	327,816	0.3	128,672
		小 計	971,841	0.9	817,826	0.8	154,015
	簡 水	収 益 的 支 出	207,153	0.2	212,624	0.2	△ 5,471
		資 本 的 支 出	462,011	0.4	174,751	0.1	287,260
		小 計	669,164	0.6	387,375	0.3	281,789
	下 水 道	収 益 的 支 出	3,388,652	3.1	3,178,726	3.0	209,926
		資 本 的 支 出	3,192,233	2.9	3,495,359	3.4	△ 303,126
		小 計	6,580,885	6.0	6,674,085	6.4	△ 93,200
	計		8,221,890	7.5	7,879,286	7.6	342,604
合 計			109,507,702	100.0	104,331,164	100.0	5,176,538

——メモ——

財 政 指 標	令和2年度決算	令和3年度決算	令和4年度決算
① 財 政 力 指 数	0.508	0.505	0.500
② 経 常 収 支 比 率	95.0%	88.8%	91.9%
③ 実 質 公 債 費 比 率	9.4%	9.2%	9.3%

(2) 一般会計当初予算

①歳入

款 別	令和6年度		令和5年度		前年度との 比 較
	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	
1 市 税	16,242,159	24.4	16,036,090	25.7	206,069
2 地 方 譲 与 税	681,000	1.0	617,000	1.0	64,000
3 利 子 割 交 付 金	3,000	0.0	3,000	0.0	0
4 配 当 割 交 付 金	61,000	0.1	38,000	0.1	23,000
5 株式等譲渡所得割交付金	42,000	0.1	64,000	0.1	△ 22,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	234,000	0.4	211,000	0.3	23,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	3,154,000	4.7	2,990,000	4.8	164,000
8 ゴルフ場利用税交付金	8,100	0.0	8,100	0.0	0
9 環 境 性 能 割 交 付 金	71,000	0.1	28,000	0.0	43,000
10 地 方 特 例 交 付 金	120,000	0.2	112,608	0.2	7,392
11 地 方 交 付 税	16,197,000	24.3	15,620,000	25.1	577,000
12 交通安全対策特別交付金	14,568	0.0	14,000	0.0	568
13 分 担 金 及 び 負 担 金	281,596	0.4	228,404	0.4	53,192
14 使 用 料 及 び 手 数 料	764,872	1.1	764,858	1.2	14
15 国 庫 支 出 金	10,487,911	15.7	10,201,004	16.4	286,907
16 県 支 出 金	5,586,244	8.4	5,261,493	8.4	324,751
17 財 産 収 入	88,938	0.1	72,434	0.1	16,504
18 寄 附 金	2,232,775	3.3	2,027,650	3.3	205,125
19 繰 入 金	1,576,400	2.4	1,294,862	2.1	281,538
20 繰 越 金	1,140,000	1.7	1,100,000	1.8	40,000
21 諸 収 入	1,347,737	2.0	929,997	1.5	417,740
22 市 債	6,382,000	9.6	4,697,100	7.5	1,684,900
合 計	66,716,300	100.0	62,319,600	100.0	4,396,700

②税目別市税額

税 目		令和6年度		令和5年度		前年度との 比 較
		予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	
市 民 税		6,061,000	37.3	5,976,000	37.2	85,000
内 訳	個 人	5,055,000	31.1	4,974,000	31.0	81,000
	法 人	1,006,000	6.2	1,002,000	6.2	4,000
固 定 資 産 税		8,729,179	53.7	8,664,090	54.1	65,089
内 訳	固 定 資 産 税	8,684,000	53.4	8,620,063	53.8	63,937
	固 定 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金	45,179	0.3	44,027	0.3	1,152
軽 自 動 車 税		485,000	3.0	485,000	3.0	0
市 た ば こ 税		954,000	5.9	900,000	5.6	54,000
入 湯 税		12,980	0.1	11,000	0.1	1,980
合 計		16,242,159	100.0	16,036,090	100.0	206,069

③歳出（目的別）

款 別	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度		前年度との 比 較
	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	
1 議 会 費	367,855	0.6	349,645	0.6	18,210
2 総 務 費	7,711,624	11.5	6,843,713	11.0	867,911
3 民 生 費	24,903,717	37.3	24,184,868	38.8	718,849
4 衛 生 費	4,983,073	7.5	4,319,296	6.9	663,777
5 農 林 水 産 業 費	2,771,835	4.2	2,739,723	4.4	32,112
6 商 工 費	2,121,501	3.2	2,184,368	3.5	△ 62,867
7 土 木 費	5,808,051	8.7	5,170,244	8.3	637,807
8 消 防 費	3,023,314	4.5	3,101,999	5.0	△ 78,685
9 教 育 費	5,955,425	8.9	4,361,145	7.0	1,594,280
10 災 害 復 旧 費	751,370	1.1	1,274,268	2.0	△ 522,898
11 公 債 費	7,246,738	10.9	6,979,587	11.2	267,151
12 諸 支 出 金	1,051,797	1.6	790,744	1.3	261,053
13 予 備 費	20,000	0.0	20,000	0.0	0
合 計	66,716,300	100.0	62,319,600	100.0	4,396,700

④歳出（性質別）

性 質 別	令 和 6 年 度		令 和 5 年 度		前年度との 比 較
	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	予 算 額 (千円)	構 成 比 (%)	
人 件 費	9,257,319	13.9	8,773,434	14.1	483,885
扶 助 費	16,001,922	24.0	15,666,713	25.1	335,209
公 債 費	7,246,738	10.9	6,979,587	11.2	267,151
物 件 費	7,515,615	11.3	6,904,833	11.1	610,782
維 持 補 修 費	383,722	0.6	386,025	0.6	△ 2,303
補 助 費 等	8,371,186	12.5	8,406,770	13.5	△ 35,584
積 立 金	1,169,223	1.7	892,415	1.4	276,808
出 資 ・ 貸 付 金	518,740	0.8	514,020	0.8	4,720
繰 出 金	6,824,372	10.2	6,740,455	10.8	83,917
予 備 費	20,000	0.0	20,000	0.0	0
建 設 事 業 費	9,407,463	14.1	7,035,348	11.4	2,372,115
普 通 建 設	7,981,806	12.0	5,677,904	9.1	2,303,902
災 害 復 旧	1,425,657	2.1	1,357,444	2.2	68,213
合 計	66,716,300	100.0	62,319,600	100.0	4,396,700

2 地方債（企業債）現在高

（単位：千円）

区 分		令和3年度末 現在高	令和4年度		
			起債額	元金償還金	年度末現在高
一 般 会 計	1. 普 通 債	47,163,882	3,304,100	4,083,642	46,384,340
	(1) 総 務	5,423,861	487,300	76,394	5,834,767
	(2) 民 生	535,700	16,100	55,529	496,271
	(3) 衛 生	8,625,669	12,500	826,172	7,811,997
	(4) 農 林 水 産 業	2,682,588	190,500	274,362	2,598,726
	(5) 商 工	574,673	115,400	50,401	639,672
	(6) 土 木	16,178,318	1,473,500	1,708,035	15,943,783
	(7) 消 防	2,315,775	339,000	167,643	2,487,132
	(8) 教 育	10,827,298	669,800	925,106	10,571,992
	2. 災 害 復 旧 債	15,476,348	811,000	54,400	16,232,948
	(1) 単 独	14,675,563	643,000	16,445	15,302,118
	(2) 補 助	800,785	168,000	37,955	930,830
	3. そ の 他	23,007,416	514,300	2,173,183	21,348,533
	(1) 減 収 補 て ん 債	161,100	0	15,000	146,100
	(2) 減 税 補 て ん 債	125,336	0	43,985	81,351
	(3) 臨 時 税 収 補 て ん 債	0	0	0	0
	(4) 臨 時 財 政 対 策 債	22,720,980	514,300	2,114,198	21,121,082
	計	85,647,646	4,629,400	6,311,225	83,965,821
特 別 会 計	農 業 集 落 排 水 処 理 施 設 事 業 債	228,193	11,900	45,869	194,224
	公 共 浄 化 槽 等 整 備 推 進 事 業 債	71,928	0	5,423	66,505
	診 療 所 事 業 債	7,947	0	1,554	6,393
	ケーブルテレビ事業債	95,768	0	11,554	84,214
	計	403,836	11,900	64,400	351,336
企 業 会 計	上 水 道 事 業 債	886,272	0	76,023	810,249
	簡 易 水 道 事 業 債	1,341,861	16,000	102,544	1,255,317
	下 水 道 事 業 債	22,666,247	1,129,900	1,770,185	22,025,962
	計	24,894,380	1,145,900	1,948,752	24,091,528
合 計		110,945,862	5,787,200	8,324,377	108,408,685

3 補助（助成）金交付状況

（１）交付基準（条例化したもの）

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金（限度）額		R5年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
					件数	金額（円）			
私立幼稚園助成	幼稚園を設置する学校法人	私立幼稚園の教育振興のために必要な経費	経常経費	均等割 園児数割	3	528,000	条例 H17. 8. 1 規則 H17. 8. 1	条例 施行規則	市民活動政策課
私立高等学校補助金	本市に私立校等学校を設置する学校法人	教育の振興を目的とする事業を実施するために必要な経費	施設整備費	1件につき、その要した経費の1/3以内 上限30万円	0	0			市民活動政策課
定時制通信制教育振興会補助金	定時制通信制教育振興会	定時制通信制教育を受ける生徒の福祉の向上を図るための事業、定時制通信制教育の振興及び発展を図るための事業	経常経費	均等割 生徒数割	2	460,000	予算額の60%に相当する額を学校法人の教で除して得た額 予算額の40%に相当する額に該当学校法人の生徒数（毎年5月1日現在の在籍する生徒数（その裏数が定員を超える場合は、定員））を全ての生徒数で除して得た数を乗じて得た数	要領 H30. 4. 1	市民活動政策課
生ごみ堆肥化容器等設置助成事業	家庭から排出される厨芥類を処理する生ごみ堆肥化容器又は生ごみ処理機を設置する市民	堆肥化容器	市長が定める額	一世帯あたり1年間に3基まで 購入価格の1/2、上限5,000円／基	1	84,000	要領 R3. 4. 1	要領	市民活動政策課
住宅用太陽光発電システム等設置費補助金	次に掲げる要件の全てを満たす者 (1)本市に居住し、又は居住を予定する者 (2)補助金の交付を受ける住宅用太陽光発電システム、又は定置式リチウムイオン蓄電池について、既に対象住宅に設置していないこと。 (3)住宅用太陽光発電システムを設置する場合には、電力会社と電灯契約及び余剰電力の受給契約を結ぶ個人であること。 (4)世帯全員が市税等を滞納していないこと。	電気式生ごみ処理機	一世帯あたり5年間に1機まで 購入価格の1/2、上限30,000円	一世帯あたり1年間に3基まで 購入価格の1/2、上限5,000円／基	48	202,099	要領 H17. 8. 1 現行 H30. 4. 1	要綱	循環社会推進課
				一世帯あたり5年間に1機まで 購入価格の1/2、上限30,000円	82	2,097,222			環境課
				○住宅用太陽光発電システム 1.5万円/kW、上限10万円 ○定置式リチウムイオン蓄電池 定額10万円 ※特例措置：市内事業者と工事請負契約を締結した場合は定額2万円を上乗せ。 ※補助金交付回数は、それぞれの対象設備につき1回限り	太陽光 55件 蓄電池 56件 同時設置 52件 計 163件	21,699,000			

補助事業名	対象	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金（限度）額	R5年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
					件数	金額（円）			
省エネ家電買換え促進補助金	下記の要件の全てを満たす者 (1) エアコン又は冷蔵庫（以下「対象製品」という。）を購入する時点において市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されていること (2) 市税等を滞納していないこと		対象製品を購入するために必要な経費 ○対象製品（日本産業規格J9001に基づく省エネルギー基準達成率） ・エアコン（2027年 100%以上） ・冷蔵庫（2021年 100%以上） ※購入価格が55万円以上のもの ※住宅（補助金の交付を受けようとする者が居住する住宅であって、市内に存するものに限り）で使用する家電の買換えのために市内の店舗で購入する新品の家電であること ※新型コロナウイルス感染症対策関連事業（重点事業交付金対象事業）としてR4、R5年度に実施。	対象製品1品につき5万円 ※同一年度内に1世帯につき1台限り			要綱 R4.11.28 現行 R5.7.25	要綱	環境課
水質検査補助金	補助対象区域域内に居住し、一般家庭において飲用水の水質検査をする者であって、市税を滞納していないこと。		指定物質の水質検査費用に係る経費 ※指定物質：鉛、銅、亜鉛、ヒ素、砒素、六価クロム、硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、アモニウム、フッ素	指定物質：6項目 1,000円/1項目	10	23,000	要綱 H17.8.1 現行 R24.6.29	要綱	環境課
浄水器設置費補助金	補助対象区域域内に居住し、一般家庭において飲用水を使用している者であって、下記の要件をすべて満たす者 ①飲用水用の指定物質が基準を超えていること ②指定物質が除去できる浄水器を購入すること ③市税を滞納していないこと		浄水器を購入・設置するために必要な経費 ※補助の対象となる浄水器 ※高度な除去機能を有する逆浸透膜方式の浄水器で、市が指定物質の除去性能を確認したもの	購入・設置費用の3分の2 ※上限：20万円	0	0	要綱 H17.8.1 現行 R24.6.29	要綱	環境課
こども医療費助成事業	医療保険各法の規定による被保険者、被扶養者で入院又は通院による医療を受けていることも（但し、生活保護法による保護を受けているときは対象外）		医療費	高校3年生相当まで （前18歳到達後最初の3月31日までの間にある者） 医療費に要した一部負担金の額			条例 H17.8.1 現行 R元.10.1 規則 H17.8.1 現行 R3.4.1	条例 施行規則	こども未来課
ひとり親家庭等医療費助成事業	医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、かつ、市内に住所を有するひとり親家庭の父又は母及びそれらの者に扶養されている児童、並びに父兄のない児童（但し、生活保護法による保護を受けているときは対象外）		医療費	当該支払額の2/3以内			規則 H17.8.1 現行 R元.5.23 要綱 H17.8.1 現行 R3.4.1	規則 事務取扱 要綱	こども未来課
高齢者外出支援事業	次のすべてに該当する者 1 入代市内に引き続き1年以上住所を有していること。 2 東町、坂本町、東陽町、黒町の全域のうち成育のペース留所・集合タクシード留所又は駅から2キロメートル以上離れた区域に居住するものであること。かつ、A 事業対象者に該当する現年70歳以上の者であつて、身体障害者手帳第1種第11号（11）もしくは、12号又は精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けているもの。 イ 事業実施年度の4月1日現在で70歳以上の者のうち、前年度の市町村民税が非課税のもの（以下「非課税高齢者」という。）であつて、アに該当する者又は非課税高齢者のみで事実上構成される世帯に属するもの。 3 市税、介護保険料、市が事業主体である使用料等に滞納がないこと		タクシーの利用料金	1人につき500円券を年間24枚交付	0	0	H19.7.1 改正 H22.10.1	要綱	高齢者支援課

補 助 事 業 名	対 象 者	対 象 事 業 ・ 対 象 経 費	補助率・補助金(限度)額	R5年度実績		施 行 年 月 日	交 付 根 拠	所 管 課
				件数	金額(円)			
社会福祉法人による介護保険利用者負担の軽減に対する補助金交付事業	介護保険法(平成9年法律第123号)第27条第1項の規定による要介護認定又は第32条第1項の規定による要支援認定を受けた被保険者のうち特に生計困難と市長が確認した者	軽減対象サービス	軽減対象費用の1/4(高齢福祉年金受給者は1/2)			H17. 8. 1 現行 H28. 8. 9	要綱	介護保険課
		介護老人福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		(1) 旧措置入所者(利用者負担5%以下の者) ユニット型個室の居住費負担 (2) 前号の者以外 介護費負担、食費負担、居住費負担	0	0		
		訪問介護、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護		介護費負担	0	0		
		通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護		介護費負担、食費負担	0	0		
		短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護		介護費負担、食費負担、滞在費負担	0	0		
		小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護		介護費負担、食費負担、宿泊費負担	0	0		
社会福祉法人による介護保険利用者負担の軽減に対する補助金交付事業	介護保険サービスを提供した社会福祉法人が利用者負担の一部を減免した場合 ※八代市の被保険者の利用での減免対象サービスに限る	介護老人福祉施設サービス 1 社会福祉法人が利用者負担を減免した総額(減免総額)のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入の1%を超え10%以下の部分 2 減免総額のうち、本来負担収入の10%を超えた部分	(対象経費1の1/2以内の金額)と(対象経費2全額)の合計	0	0	H17. 8. 1 現行 H28. 8. 9	要綱	介護保険課
		訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護減免総額のうち、本来負担収入の1%を超えた部分	対象経費の1/2以内	0	0			
高齢者及び障害者住宅改造成成事業	1 本市に継続して2年以上居住し、市税、介護保険料等を完納している者 2 次に掲げるいずれかに該当する者又はこれらと同居し、若しくは同居しようとする者 (1) 事業実施年度の4月1日時点で65歳以上の高齢者であつて、要介護・要支援認定を受けた者 (2) 身体障害者手帳1級又は2級を所持する者 (3) 療育手帳A1又はA2を所持する者 3 当該世帯の生計中心者の前年所得税課税年額が、7万円以下の世帯に属する者	生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	助成対象額の3/3 (1,000円未満は切り捨て) 上限50万円(高齢者) 上限70万円(障がい者)	介護保険 0 障がい者支援		H17. 8. 1 現行 R3. 3. 24	要綱	介護保険課 障がい者支援課
		上記以外で前年度所得税課税年額が7万円以下世帯		助成対象額の2/3 (1,000円未満は切り捨て) 上限33万3千円(高齢者) 上限46万6千円(障がい者)	介護保険 0 障がい者支援			
				1	468,000			
				2	603,000			

補助事業名	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R5年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
				件数	金額(円)			
重度心身障がい者医療費助成事業	重度心身障がい者で以下の全てに該当し、市長が認定したもの 1 満3歳以上の者で市内に居住し、住民登録している者、又は障害者総合支援法の規定により八代市が支給決定を行うべきもの 2 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者	保険給付を受けるものが負担すべき額及び高齢者医療確保法に規定する一部負担金から次の各号に掲げる額を控除した額 1 自己負担額 2 高額療養費等の額 3 国、地方公共団体負担の医療費及び第三者からの賠償金分	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条から第23条までに定める障害児福祉手当の支給の制限に係る規定を適用する	46,120	210,075,404	条例 H17. 8. 1 規則 H17. 8. 1	条例 施行規則	障がい者支援課
介護保険住宅改修支援事業	八代市の被保険者であって、居宅介護支援の提供を受けているものに対し、住宅改修支援を受けた居宅介護支援事業者が、住宅改修費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性を有すると認められる者	居宅介護住宅改修費の支給に際し、「住宅改修が必要な理由書」を作成する業務(住宅改修支援)	住宅改修支援1件につき2,000円	4	8,000	H17. 8. 1 現行 H27. 3. 26	要綱	介護保険課
認知症高齢者見守りネットワーク事業	認知症により徘徊のおそれのある高齢者の見守りを実施する者(認知症高齢者見守り活動員)として、認知症高齢者見守り活動員として登録されている者、又は認知症高齢者見守り活動員として登録されている者、市税に滞納がないこと。	GPS(全地球測位システム)機能による徘徊探知機の利用に係る初期費用 ・徘徊探知機の本体の購入費 ・徘徊探知機の附属機器の購入費 ・加入手帳料又は登録手数料	対象経費に相当する額(上限1万円) ※徘徊高齢者一人につき1回限り	0	0	要綱 H21. 4. 1	要綱	高齢者支援課
農業振興事業費補助	右の事業を実施する農業協同組合及び市長が認める団体	農業振興事業に要する経費 農業近代化施設整備事業 土地基盤整備事業 以上のほか、市長が認めた事業	予算の範囲内(国・県の補助金を含む)	農業 36事業 農地整備 30	546,314,799 236,469,956	H17. 8. 1 改正 H25. 4. 1	要綱	農林水産政策課 農業政策課 農地整備課
八代産材利用促進事業	次に掲げる条件のすべてを満たす者 ①補助対象住宅の建築主であること。 ②市内に住所を有する者(助成対象住宅の新築に伴い、市内に転入する者を含む) ③市税等の滞納がない者	①建築主自らが居住するために新築、改築、増築又はリフォーム(以下「新築等」)をする木造住宅で市内において建築されるもの。 ②新築等に当たり市税が別に指定する構造材の木材使用材積数量のうち、八代産材を80%以上使用していること。 ③新築等の施行が市内の事業者によるものであること。 ④新築等の契約は、八代市産の地を6畳以上使用していること。 ⑤新築等の契約をした日から60日以内かつ、(リ)リフォームの場合工事着工の5日前まで申請をした日の属する年度の末日までに新築等が完了し、及び同原簿第9条の規定による実績報告ができるもの。	補助金の額は、次に掲げる新築等の区分に応じ算出する。 (その数に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) ただし、新築にあつては20万円、増築、改築又はリフォームにあつては10万円を限度額とする。 (1)新築、改築及び増築の場合 補助対象住宅の新築、改築及び増築に係る床面積の坪数に4,000円を乗じて得た額 (2)リフォームの場合 補助対象住宅のリフォームに係る1立方メートル単位で表示した木材使用材積数量に1万円を乗じて得た額	3	492,000	H21. 4. 1 改正 H25. 4. 1	要綱	水産林防課
商店街近代化事業	高度化事業等をする中小企業団体等	当該事業経費	事業費の20/100に相当する額以内 上限2,000万円 3年以内に分割交付可 但し、八代市工場設置奨励条例適用工場を除く	0	0	条例 H17. 8. 1 規則 H17. 8. 1	条例 施行規則	商工政策課
小売商業店舗共同化事業				0	0			
集団化事業			事業費の10/100に相当する額以内 上限2,000万円 3年以内に分割交付可 但し、八代市工場設置奨励条例適用工場を除く	0	0			
一般共同化事業				0	0			
施設共同利用事業				0	0			
その他の高度化事業等			予算の範囲内で市長が適当と認める額	0	0			
中小企業団体の結成に対する助成	中小企業者が、中小企業団体のうち組合を組織したとき		(1組合につき10万円) + (組合員数×2,000円)の合計額の範囲内	0	0			

補助事業名	対象者	対象事業	対象経費	補助率・補助金(限度)額	R5年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
					件数	金額(円)			
商店街活性化事業 補助金	振興会等	【対象事業】 商店街の販力向上を図る事業で市長が 適当と認めるもの。 ただし、他の助成等を受けて実施する ものを除く。	【対象経費】 1 会場設営費(会場借上料を含む。) 2 宣伝広告費 3 人件費及び謝礼金(商店街の 構成員に対するものを除く。) 4 その他市長が適当と認めるもの	補助対象経費の2分の1で限度額50万円 (千算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1の振興会等に限り交付する。	5	1,677,000	要綱 117, 8, 1 現行 R5, 8, 10		商工政策課
					0	0			
	連合会等 八代商工会議所 八代市商工会	【対象事業】 2以上の振興会等の連合体が実施し、 又は八代商工会議所若しくは八代市商工 会が事業で実施する事業で市長が適当と 認めるもの。 ただし、他の八代市補助制度に基づく 補助金の交付を受けて実施するものを除 く。	【対象経費】 1 会場設営費(会場借上料を含む。) 2 宣伝広告費 3 人件費及び謝礼金(商店街の構成員に対す るものを除く。) 4 その他市長が適当と認めるもの	補助対象経費の2分の1で限度額100万円 (千算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1事業につき1回限り交付する。	5	2,776,000			
					1	1,800,000			
空き店舗活用事業 (コミュニティ機能強 化のための事業)	振興会等	【対象事業】 振興会等が空き店舗を利用しコミュニ ティホール等に活用する事業で市長が適 当と認めるもの	【対象経費】 1 借家料 2 光熱水費 3 消耗品費 4 店舗の改築費 5 その他市長が適当と認めるもの	借家料、光熱水費、消耗品費及びその他市長が適当と認めるもの の4分の3で限度額150万円 (千算の範囲内で交付する。)	0	0			
					0	0			
	空き店舗活用事業 (短期イベント等誘致 のための事業)	【対象事業】 振興会等が空き店舗を利用しイベント 等を誘致し支援する事業で市長が適当と 認めるもの	【対象経費】 借家料(連続して10日以上又は断続的に14日 以上(通3日以上とする。))開催するものに限 る。)	店舗の改築費の3分の2で限度額 300万円 (千算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1事業につき1の振興会等に限り 交付する。	0	0			
					0	0			
空き店舗活用事業 (チャレンジシヨップ 応援事業)		【対象事業】 振興会等が空き店舗等を利用し試験的 な出店を図る事業で市長が適当と認める もの	【対象経費】 1 会場設営費(会場借上料を含む。) 2 宣伝広告費 3 原材料費	補助対象経費の3分の2で限度額3万円 (千算の範囲内で交付する。)	0	0			
					0	0			

補助事業名	対象者	対象事業	対象経費	補助率・補助金(限度)額	R5年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
					件数	金額(円)			
商店街活性化事業 補助金	振興会等	【対象事業】 振興会等が空き店舗を利用し、市長が別途定める業種に係る新規出店者を誘致し、支援する事業で市長が適当と認めるもの	【対象経費】 1 借賃料 2 店舗の建設費 3 店舗の改装費 (1から3までのいずれかの経費に限る。)	併装料の3分の1で限度額月額5万円 (予算の範囲内で交付する。) ※補助が最初になされた日から1年以内の併装料とする。	1	545,000	要綱 H17. 8. 1 現行 R5. 8. 10	要綱	商工政経課
		【対象事業】 振興会等が既存店舗の魅力創出及び集客力向上を推進し支援する事業で市長が適当と認めるもの	【対象経費】 ・既存店舗(新規出店者誘致のための事業方向上を推進し支援する事業で市長が適当と認めるもの) の改装費(その経費が20万円以上のものに限る。)	店舗の建設費の3分の1で限度額100万円 (予算の範囲内で交付する。) ただし、事業の完了を報告した日から6月を経過するまでの間に店舗を開業した場合、建設費の6分の1で限度額50万円とする。 ※新規出店1件につき1回限り交付する。	0	0			
創業支援事業補助	商店街環境整備事業	【対象事業】 商店街の環境を整備する事業で市長が適当と認めるもの	【対象経費】 1 案内板整備費 2 アーケード整備費 3 放送設備整備費 4 街路灯整備費 5 防犯カメラ整備費 6 その他市長が適当と認めるもの	店舗の改装費の3分の1で限度額50万円 (予算の範囲内で交付する。) ※1つの既存店舗につき1回限り交付する。	0	0			
		【対象事業】 市内において創業若しくは第二創業又は創業後若しくは第二創業後の事業規模の拡大を行う者(企業組合、協業組合、協同組合、商工組合、有限責任事業組合、NPO法人、学校法人、宗教法人及び医療法人並びに任意の団体を除く。)であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの。 ① 次のいずれかに該当する者 ア 補助金の交付の申請を行う日の属する年度内に創業を行う者若しくは同日において創業の日から2年を経過しない者 イ 市外に居住し、かつ、市外において事業を営んでいる者であって、交付申請日の属する年度内に市内に転居し、又は転居の日において移住の日から2年を経過しない者 ウ 市外に居住し、かつ、市外において事業を営んでいる者であって、交付申請日の属する年度内に市内に転居し、又は転居の日において移住の日から2年を経過しない者 エ 失代経営者が代表者を退任する予定の者 ② 補助金の交付を受ける年度の末日までに、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア ①のアに該当する者であっては、市長から証明書の交付を受けること。 イ 法人にあっては、市内を本店所在地とした法人登記を行うこと。 ウ 市内に本店又は主たる事業所を開設し、市内において事業を開始すること。 エ 個人事業主にあっては、本市の住民基本台帳に記載されること。 ③ 3年以上継続して事業を行う見込みがある ④ 市税等の滞納がない ⑤ 暴力団等と関係がない ⑥ 加えては補助金及び代店商店街活性化事業補助金の交付を受けていない	補助対象経費の2分の1で限度額100万円 (予算の範囲内で交付する。) ※1会計年度において、1の振興会等に1回限りとする。	3	1,558,000				
創業支援事業補助	商店街環境整備事業	【対象事業】 市内において創業若しくは第二創業又は創業後若しくは第二創業後の事業規模の拡大を行う者(企業組合、協業組合、協同組合、商工組合、有限責任事業組合、NPO法人、学校法人、宗教法人及び医療法人並びに任意の団体を除く。)であって、次に掲げる要件の全てを満たすもの。 ① 次のいずれかに該当する者 ア 補助金の交付の申請を行う日の属する年度内に創業を行う者若しくは同日において創業の日から2年を経過しない者 イ 市外に居住し、かつ、市外において事業を営んでいる者であって、交付申請日の属する年度内に市内に転居し、又は転居の日において移住の日から2年を経過しない者 ウ 市外に居住し、かつ、市外において事業を営んでいる者であって、交付申請日の属する年度内に市内に転居し、又は転居の日において移住の日から2年を経過しない者 エ 失代経営者が代表者を退任する予定の者 ② 補助金の交付を受ける年度の末日までに、次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア ①のアに該当する者であっては、市長から証明書の交付を受けること。 イ 法人にあっては、市内を本店所在地とした法人登記を行うこと。 ウ 市内に本店又は主たる事業所を開設し、市内において事業を開始すること。 エ 個人事業主にあっては、本市の住民基本台帳に記載されること。 ③ 3年以上継続して事業を行う見込みがある ④ 市税等の滞納がない ⑤ 暴力団等と関係がない ⑥ 加えては補助金及び代店商店街活性化事業補助金の交付を受けていない	【対象経費】 ① 事業所の開設に伴う外装及び内装並びに設備の設置に係る工事費用(事業所が住居を兼ねる場合は、事業所専用部分に係るものに限る。) ② 並びにリース料(中古品の購入費を含み、消耗品等の購入費を除く。) ③ 広告宣伝費 パネルフレット、チラシ等制作費 ホームページ作成費 マーケティング費用 ④ 市長が適当と認める経費	補助対象経費の合計額から消費税等仕入控除税額を減じて得た額に3分の2を乗じて得た額から補助対象経費に係る消費税等仕入控除税額を減じた額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)※50万円を上限とする。	12	5,838,000	要綱 H30. 4. 1 現行 R6. 4. 1	要綱	商工政経課

補助事業名	対象	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R5年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
					件数	金額(円)			
企業振興促進事業補助	【対象要件】 工場等の投資に係る事業開始時の投下固定資産総額が1億円以上(中小企業の場合2,000万円)以上かつ以下の①②のうち1つ以上の要件を満たすもの ①新規雇用者(雇用保険被保険者に限る)の数が5名以上(中小企業の場合:2名以上) ②地域経済牽引事業計画の県知事の承認を受けたもの ③事業の労働生産性が年平均3%以上向上するもの 【対象業種】 ①製造業、運輸業、卸売業 電気・ガス・熱供給業 ②①の業種に係る研究、開発、検査及び整備施設 ③不動産業者等が①のために建設、取得する施設(立地決定済みに限る)	固定資産税の減免(対象要件①又は③を満たすもの) 固定資産税の課税免除(対象要件②を満たすもの) 工場等建設補助金(対象要件①を満たすもの)	【減免率】 初年度～3年度(3年間) 100/100 4年度～5年度(2年間) 50/100 事業開始時の投下固定資産総額が20億円以上で、かつ、新規雇用者が100名以上の製造業に属する適用工場のうち市長が認めるものその他市長が特に認める適用工場の場合は、事業開始以後3年以内に取得した固定資産も投資に係る投下固定資産とみなし減免する。 【課税免除率】 初年度～5年度(3年間) 100/100 八代市企業振興促進条例において、適用工場の指定を受けた工場等で、地域経済牽引事業計画の県知事の承認を受けたもの。	補助率・補助金(限度)額	17	-	条例① H17. 8. 1 現行 H31. 4. 1	条例 施行規則	商工政策課
					28	-	条例② H20. 6. 30 現行 H31. 4. 1		
					7	72,745,000	条例② H20. 6. 30 現行 H31. 4. 1		
					0	0			
					7	49,039,000			

補助事業名	対象	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金額(限度)額	15年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
					件数	金額(円)			
企業振興促進事業補助	【対象要件】 工場等の投資に係る事業開始時の投下固定資産総額が1億円以上(中小企業の場合2,000万円)以上かつ以下の①②のうちいずれかの要件を満たすもの ①新規雇用者(雇用保険被保険者に限る)の数が5名以上(中小企業の場合:2名以上) ②地域経済牽引事業計画の具知事の承認を受けたもの ③事業の労働生産性が年平均3%以上向上するもの 【対象業種】 ①製造業、運輸業、卸売業 ②電気・ガス・熱供給業 ③①の業種に係る研究、開発、検査及び整備施設 ④不動産業者等が①のために建設、取得する施設(立地決定済みに限る)		雇用奨励金(対象要件①を満たすもの)	①通用工場の新規雇用者で、事業開始時の増加市民雇用数と事業開始1年後の増加市民雇用数を比較して少ない方の人数に、正社員1人当たり30万円(非正社員の場合1人当たり20万円)を乗じて得た額を雇用奨励金として交付する。 ②通用工場の新規雇用者で、事業開始時の増加市民雇用数と事業開始6年後の増加市民雇用数を比較して少ない方の人数に、正社員1人あたり20万円(非正社員を正社員として雇用した場合1人あたり10万円)を乗じて得た額を雇用奨励金として交付する。	11	15,600,000	条例① H17. 8. 1 現行 H31. 4. 1 規則① H17. 8. 1 現行 H31. 4. 1 条例② H20. 6. 30 現行 H31. 4. 1 規則② H20. 6. 30 現行 H31. 4. 1	条例 施行規則	商工政策課
小型合併処理浄化槽設置整備事業	補助対象地域において住宅等に浄化槽を設置しようとする者	【対象地域】 1 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理事業区域 2 市長が別に定める地域	【対象区域】 1 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理事業区域 2 市長が別に定める地域	【設置】5人槽 332,000円 【設置】6~7人槽 414,000円 【設置】8~10人槽 548,000円 【災害に伴う更新】 5人槽 332,000円 【災害に伴う更新】 6~7人槽 414,000円 【災害に伴う更新】 8~10人槽 548,000円 【災害に伴う改築】 市長が別に定める額 単独浄化槽、汲取り からの転換 設置補助金+宅内 配管助成を30万円 限度に加算 住民負担軽減特例 措置(資本金等所管 内)	80基 10基 1基 0 0 0 0 16基 0	26,560,000 4,140,000 548,000 0 0 0 0 10,686,000 0	H17. 8. 1 R2. 4. 1改正 R2. 7. 4改正	要綱	下水道総務課
			【対象区域】 1 公共下水道事業計画区域、農業集落排水処理事業区域 2 市長が別に定める地域	浄化槽を設置しようとする者に融資あっせん及び利子補給を行う。 【融資あっせん額】 工事1件につき50万円以内 【償還方法】 36ヶ月以内の元利均等月賦償還 【融資利率】 金融機関と協議して定めた利率	0	0	H26. 4. 1	規則	

補助事業名	対象	対象者	対象事業・対象経費	補助率・補助金(限度)額	R5年度実績		施行年月日	交付根拠	所管課
					件数	金額(円)			
八代市生活扶助世帯に対する排水設備等補助金交付事業	加理区域域内において、既設のくみ取り便所等を水洗便所(汚水管が公営下水道に連絡されたものをいう。)に改造する者及び汚水を排除する排水設備を設置する者	対象区域において、既設のくみ取り便所等を水洗便所(汚水管が公営下水道に連絡されたものをいう。)に改造する者及び汚水を排除する排水設備を設置する者	生活扶助世帯の家屋の排水設備工事	予算の範囲内において市長が認定した額 (100円未満は切り捨て)	0	0	H17. 8. 1	規則	下水道総務課
八代市下水道排水設備工事費 助成金交付事業	対象区域において、既設のくみ取り便所等を水洗便所(汚水管が公営下水道に連絡されたものをいう。)に改造する者及び汚水を排除する排水設備を設置する者	対象区域において、既設のくみ取り便所等を水洗便所(汚水管が公営下水道に連絡されたものをいう。)に改造する者及び汚水を排除する排水設備を設置する者	【対象区域】 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する 処理区域域内	くみ取便所からの改造工事	9	720,000	H27. 4. 1	要綱	下水道総務課
				みなし浄化槽からの改造工事	47	1,880,000			
				合併浄化槽からの改造工事 (補助金を受給していない者)	13	390,000			
				合併浄化槽からの改造工事 (補助金を受給している者)	13	250,000			
				予算の範囲内	小学校 933人 中学校 544人	68,033,971 65,694,431			
就学援助事業	市内に住所を有する児童・生徒の保護者で生活保護法に規定する要保護者及びこれに準ずる程度に困難している者と認められる者	市内に住所を有する児童・生徒の保護者で生活保護法に規定する要保護者及びこれに準ずる程度に困難している者と認められる者	学用品費等 (学用品費、通学用品費及び宿泊を伴わない校外活動費) 新入学児童生徒学用品費 修学旅行費 (学校行事として実施する社会科見学旅行を含む) 通学費 体育実技用具費 医療費(学校保健安全法第24条に定める疾病) 学校給食費 校外活動費(宿泊を伴うもの) スポーツ振興センター災害共済掛金	予算の範囲内			H17. 8. 1	要綱	学校教育課 教育政策課
社会教育施設(自治公民館) 整備費補助金	自治公民館を新・増設又は修繕をする地区	自治公民館を新・増設又は修繕をする地区	新築、増築、全面改築(延床面積50㎡以上)	総事業費の50% 延床面積が50㎡を超え150㎡以内は上限200万円 延床面積が150㎡を超えるときは上限300万円	0	0	H17. 8. 1	要綱	生涯学習課
			修繕又は施設に附帯する備品の購入の場合は20万円以上	総事業費の50% 上限50万円	21	6,069,000			

八代市中小企業信用保証料補給事業

補助対象融資制度及び補助率等					(令和5年度実績)	
事業名	対象融資制度	補助実績		対象となる経費	補助率及び補助金額	
		件数	金額 (円)			
八代市中小企業信用保証料補給事業	八代市小口資金融資制度	26	1, 187, 349	対象融資制度を利用した場合に中小企業者が支払うべき信用保証料 (返済年数分の信用保証料を一括で支払う場合の総額)	対象経費の2分の1又は全額 (1円未満の端数を切り捨て)	
	八代市中小企業経営安定特別融資制度	13	1, 148, 773			
	八代市創業者支援融資制度 ※令和5年度より新設	6	350, 650			
	熊本県小規模事業者おうえん資金融資制度	26	932, 000		対象経費の2分の1 (1, 000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)	
	熊本県金融円滑化特別資金融資制度	0	0		対象経費の全額 (1, 000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)	
	熊本県創業者支援資金融資制度 ※令和5年度に廃止	0	0		対象経費の全額又は2分の1 (1, 000円未満の端数を切り捨て) (50万円を限度とする)	

(2) 令和6年度団体運営補助金(当初予算)

(単位:千円)

款名	件名	金額	款名	件名	金額
総務費	交通指導員会活動補助金	380	農林水産業費	やつしろの山づくり推進協議会運営補助金	13,221
	市政協力員研修費等補助金	2,970		計	13,221
	私立幼稚園補助金	528	商工費	八代市商工会議所補助金	9,500
	八代人権擁護委員協議会補助金	548		商工会補助金	25,620
	自衛隊家族会補助金	194		八代圏域産業振興協議会補助金	219
	私立高等学校補助金	460		泉観光協会補助金	1,884
	定時制高校及び通信制教育振興会補助金	84		計	37,223
	八代市生徒指導連絡協議会運営費補助金	77	消防費	消防団本部運営費交付金	532
	八代地区高等学校生徒指導連絡協議会補助金	29		消防団分団及び女性消防隊運営費補助金	1,942
	八代地区保護司会補助金	597		計	2,474
	八代地域人権教育のための推進会議分担金	1,500	教育費	市小学校体育連盟補助金	115
	八代市人権問題啓発推進協議会交付金	3,800		市中学校体育連盟補助金	1,515
	地域協議会活動交付金	66,669		市学校保健会補助金	294
	計	77,836		国指定文化財公開活用事業補助金	6,980
民生費	シルバー人材センター運営費補助金	22,713		八代市伝統文化活性化事業補助金	1,564
	老人クラブ育成事業補助金	3,462		八代市文化協会補助金	547
	社会福祉協議会運営補助金	92,088		民俗文化財公開活用事業補助金	559
	遺族連合会事業補助金	607		市スポーツ推進委員協議会補助金	1,459
	民生委員児童委員協議会事業費補助金	9,314		トップアスリート育成事業補助金	1,500
	八代市ろう者福祉協会補助金	160		八代市学校人権同和教育研究会補助金	259
	八代手をつなぐ育成会補助金	370		八代教育研究会補助金(小学校)	605
	八代市ひとり親家庭福祉協議会補助金	324		八代教育研究会補助金(中学校)	442
	福祉ホーム運営費補助金	3,217		計	15,839
	民間児童館活動事業費補助金	4,510			
	計	136,765			
衛生費	八代看護学校准看護師課程教育費補助金	1,000			
	八代歯科口腔センター運営補助市補助金	584			
	八代市食生活改善推進協議会補助金	620			
	計	2,204			

4 預託金運用状況

(令和5年度実績)

款 名		商 工 費	
預 託 金 名		経営安定資金	創業者支援資金
預 託 状 況	金額 (千円)	350, 000	150, 000
	金 融 機 関	市郡各銀行 信用金庫 信用組合	市郡各銀行 信用金庫 信用組合
	期 間	1年	1年
	利 率	年0%	年0%
	協 調 倍 率	2	2
預 託 先 の 貸 付 状 況	利 率	3年以内	3年以内
		5年以内	5年以内
		7年以内	7年以内
		年1. 60%	年1. 30%
		年1. 70%	年1. 40%
	年1. 80%	年1. 50%	
		10年以内	年1. 65%
		※特定創業支援を受けたものは0. 10%優遇	
期 間	7年以内	10年以内	
貸付金	1企業 15, 000千円以内	1創業者 10, 000千円 ※特定創業支援を受けた者 15, 000千円	

5 基金運用状況

区 分	設 立	H17. 8. 1 現在高	R 元年度決算		
			積立金	取り崩し額	現在高
財 政 調 整 基 金	H17. 8. 1	1, 730, 443	4, 934	0	2, 351, 070
減 債 基 金	H17. 8. 1	1, 198, 396	1, 481	0	705, 741
市 有 施 設 整 備 基 金	H17. 8. 1	2, 365, 952	2, 606	23, 325	1, 218, 547
地 域 福 祉 基 金	H17. 8. 1	200, 000	462	9, 971	205, 012
教育文化センター建設基金	H17. 8. 1	616, 958	789	4, 499	371, 255
八千把地区土地区画 整 理 事 業 基 金	H19. 3. 30		9, 410	35, 263	40, 901
坂本九州新幹線渇水等 被 害 対 策 基 金	H17. 8. 1	130, 000	240	1, 330	113, 278
敷川内環境保全用地 維 持 管 理 基 金	H17. 8. 1	26, 922	30	1, 728	14, 491
坂田道男・道太文庫基金	H17. 8. 1	4, 000	0	0	4, 000
宇 野 奨 学 基 金	H17. 8. 1	20, 000	0	0	20, 000
安全安心まちづくり基金	H20. 3. 24		102	1, 013	47, 429
谷口政夫次世代育成基金	H21. 3. 26		65	298	30, 367
ふるさと八代元気づくり 応 援 基 金	H21. 3. 26		172, 704	106, 198	236, 536
二見川渇水対策施設 維 持 管 理 基 金	H24. 3. 30		67	1, 790	30, 266
やつしろ文化振興基金	H24. 3. 30		1, 331	1, 102	7, 134
まちづくり交流基金	H25. 3. 28		1, 229	176, 081	409, 362
庁 舎 建 設 基 金	H26. 3. 28		2, 785	72, 600	1, 254, 422
学 校 施 設 整 備 基 金	H27. 12. 22		4	0	2, 079
平成28年熊本地震復興基金	H29. 12. 20		583	27, 683	250, 207
学校・子ども教育応援基金	H30. 3. 23		866	1, 423	13, 848
国営八代平野土地改良 事 業 負 担 金 基 金	R元. 3. 22		70, 000	0	70, 000
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 基 金	R2. 9. 15				0
森 林 環 境 譲 与 税 基 金	R3. 3. 24				0
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	R3. 3. 24				0
日 本 遺 産 活 用 推 進 基 金	R3. 3. 24				0
国民健康保険財政調整基金	H17. 8. 1	867, 358	0	0	0
介護保険給付費準備基金	H17. 8. 1	70, 819	88	0	104, 707
交通災害共済財政調整基金	H17. 8. 1	76, 000	0	0	0
浄化槽市町村整備推進事業 減 債 基 金	H17. 8. 1	10, 193	5	1, 400	1, 051
久 連 子 財 産 区 基 金	H17. 8. 1	4, 902	468	109	4, 758
椎 原 財 産 区 基 金	H17. 8. 1	4, 742	8	100	3, 574

(3月31日現在、単位：千円)

R 2年度決算			R 3年度決算			R 4年度決算		
積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高	積立金	取り崩し額	現在高
3,781	400,000	1,954,851	1,500,164	0	3,455,015	4,420	0	3,459,435
1,136	0	706,877	1,201,065	0	1,907,942	1,138,200	0	3,046,142
1,960	47,441	1,173,066	2,966	6,623	1,169,409	701,496	0	1,870,905
1,360	7,055	199,317	604	25,021	174,900	3,371	927	177,344
597	0	371,852	560	0	372,412	476	0	372,888
16,296	19,423	37,774	10,586	11,893	36,467	59,556	22,240	73,783
182	1,316	112,144	169	1,419	110,894	142	1,505	109,531
23	1,773	12,741	19	1,323	11,437	15	753	10,699
0	0	4,000	0	0	4,000	0	200	3,800
0	0	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
76	6,659	40,846	62	809	40,099	51	1,053	39,097
49	11,538	18,878	28	52	18,854	24	0	18,878
544,499	157,614	623,421	837,210	473,299	987,332	810,600	766,783	1,031,149
49	2,167	28,148	43	1,384	26,807	34	1,834	25,007
1,443	313	8,264	1,454	838	8,880	1,929	487	10,322
3,939	66,130	347,171	1,294	61,165	287,300	1,018	70,169	218,149
2,018	32,604	1,223,836	1,844	91,372	1,134,308	1,451	1,135,759	0
3	0	2,082	3,869	0	5,951	8	0	5,959
720	22,259	228,668	2,633	85,563	145,738	277	97,036	48,979
747	1,292	13,303	5,200	1,245	17,258	411	741	16,928
70,001	0	140,001	70,001	0	210,002	70,358	0	280,360
1,000,000	0	1,000,000	1,507	281,874	719,633	921	238,882	481,672
24,287	0	24,287	24,209	0	48,496	20,987	0	69,483
3,428	0	3,428	2,521	2,956	2,993	1,703	2,990	1,706
113,142	0	113,142	171	3,822	109,491	140	13,278	96,353
0	0	0	0	0	0	350,000	0	350,000
634,662	0	739,369	117	0	739,486	41	0	739,527
0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	1,053	0	0	0	0	0	0	0
8	0	4,766	7	0	4,773	6	18	4,761
6	0	3,580	5	0	3,585	5	36	3,554

土地開発基金 (H17. 8. 1設立)

R4. 4. 1現在高	現 金	不 動 産			
		土 地		建 物	
	(千円)	(㎡)	(千円)	(㎡)	(千円)
	0	0	0	0	0

年 度	積立金	運 用 額		年 度 末 現 在 高				
		収 入	支 出	現 金	不 動 産			
					土 地		建 物	
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(㎡)	(千円)	(㎡)	(千円)
H22	2, 445	412, 653	38, 025	1, 353, 956	12, 510. 47	208, 319	0	0
H23	1, 744	41, 400	0	1, 397, 100	9, 906. 47	166, 919	0	0
H24	1, 454	45, 216	0	1, 443, 771	7, 021. 47	121, 703	0	0
H25	1, 017	38, 025	0	1, 482, 813	4, 491. 47	83, 678	0	0
H26	1, 018	0	0	1, 483, 831	4, 491. 47	83, 678	0	0
H27	1, 127	0	0	1, 484, 958	4, 491. 47	83, 678	0	0
H28	1, 352	0	0	1, 486, 310	4, 046. 47	83, 678	0	0
H29	1, 011	0	0	1, 487, 321	4, 046. 47	72, 041	0	0
H30	2, 117	0	0	1, 489, 438	4, 046. 47	72, 041	0	0
R1	3, 133	0	0	1, 492, 571	4, 046. 47	72, 041	0	0
R2	2, 400	0	0	1, 494, 971	4, 046. 47	72, 041	0	0
R3	0	0	0	0	0. 00	0	0	0

※R3年度末で基金廃止

6 決 算

(1) 財政規模 (各会計歳入歳出総括)

会 計	年 度 区 分	H30			R元		
		収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額
一 般 会 計		66, 408, 570	65, 086, 217	1, 322, 353	63, 255, 163	62, 411, 250	843, 913
特 別 会 計		34, 612, 617	34, 113, 399	499, 218	34, 993, 742	33, 712, 377	1, 281, 365
	国 民 健 康 保 険	17, 207, 136	17, 631, 993	-424, 857	17, 145, 779	17, 197, 546	-51, 767
	後 期 高 齢 者 医 療	1, 746, 320	1, 711, 203	35, 117	1, 802, 607	1, 768, 983	33, 624
	介 護 保 険	15, 072, 424	14, 183, 666	888, 758	15, 526, 331	14, 249, 255	1, 277, 076
	簡 易 水 道 事 業	312, 484	312, 484	0	275, 802	253, 571	22, 231
	農 業 集 落 排 水 業 処 理 施 設 事 業	101, 920	101, 920	0	97, 388	97, 388	0
	公 共 浄 化 槽 等 整 備 業 推 進 事 業	51, 331	51, 331	0	44, 354	44, 354	0
	ケ ー ブ ル テ レ ビ 事 業	44, 987	44, 987	0	21, 972	21, 972	0
	診 療 所	75, 586	75, 586	0	78, 624	78, 624	0
	久 連 子 財 産 区	224	124	100	677	577	100
	椎 原 財 産 区	205	105	100	208	107	101

(単位：千円)

R2			R3			R4		
収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額	収入済額	支出済額	収支差引 残額
83,389,182	81,820,120	1,569,062	83,977,128	82,298,699	1,678,429	69,598,829	67,703,918	1,894,911
34,957,065	33,757,557	1,199,508	35,119,706	33,181,837	1,937,869	35,748,204	33,210,575	2,537,629
16,774,773	16,452,407	322,366	17,031,254	16,340,912	690,342	17,208,198	16,485,822	722,376
1,949,407	1,913,599	35,808	1,962,956	1,924,811	38,145	2,135,954	2,094,335	41,619
15,964,331	15,123,136	841,195	15,886,422	14,677,116	1,209,306	16,157,777	14,387,883	1,769,894
-	-	-	-	-	-	-	-	-
92,534	92,534	0	87,974	87,974	0	88,194	84,454	3,740
47,636	47,636	0	46,720	46,720	0	43,239	43,239	0
57,577	57,577	0	31,308	31,308	0	45,908	45,908	0
70,594	70,594	0	72,919	72,919	0	68,793	68,793	0
107	34	73	81	35	46	70	70	0
106	40	66	72	42	30	71	71	0

(2) 決算概況

(単位：千円)

事 項 \ 年 度		R元	R2	R3	R4
	市 税	15,571,556	15,312,091	15,425,096	16,173,822
	地 方 譲 与 税	557,683	596,943	609,154	629,923
	利 子 割 交 付 金	7,372	8,093	6,822	2,991
	配 当 割 交 付 金	30,440	34,903	30,895	57,479
	株式等譲渡所得割交付金	20,337	34,035	61,771	39,441
	法 人 事 業 税 交 付 金	-	84,947	169,089	205,203
	地 方 消 費 税 交 付 金	2,239,507	2,734,425	2,966,917	3,058,904
	ゴルフ場利用税交付金	6,701	6,017	7,575	8,126
	環 境 性 能 割 交 付 金	15,498	34,768	36,316	43,782
	地 方 特 例 交 付 金	239,338	103,879	290,744	113,918
	地 方 交 付 税	15,037,366	16,268,040	16,824,539	16,456,760
	交通安全対策特別交付金	14,455	15,520	14,940	13,246
	分 担 金 及 び 負 担 金	626,583	370,968	391,486	347,519
	使 用 料 及 び 手 数 料	793,084	729,499	738,525	745,010
	国 庫 支 出 金	9,800,673	26,506,146	16,458,986	13,477,427
	県 支 出 金	5,593,226	6,330,245	6,571,564	6,120,636
	財 産 収 入	90,447	75,096	60,322	182,572
	寄 附 金	378,823	1,369,167	1,835,627	2,228,274
	繰 入 金	464,304	777,584	2,550,209	2,356,967
	繰 越 金	1,322,353	843,913	1,569,062	1,678,429
	諸 収 入	1,263,057	961,203	1,045,989	1,029,000
	地 方 債	9,120,300	10,191,700	16,311,500	4,629,400
	自 動 車 取 得 税 交 付 金	62,060	-	-	-
歳 入 総 額 (A)		63,255,163	83,389,182	83,977,128	69,598,829
歳 出	人 件 費	8,374,897	9,257,450	9,009,124	9,336,656
	扶 助 費	15,834,143	16,029,966	18,992,493	16,670,839
	公 債 費	6,170,334	6,258,824	6,335,691	6,588,757
	物 件 費	6,047,830	8,042,423	9,466,950	7,687,540
	維 持 補 修 費	454,490	440,926	421,982	438,822
	補 助 費 等	6,982,742	20,456,664	8,572,657	9,662,999
	積 立 金	269,688	1,789,735	3,668,179	2,817,588
	投資・出資金・貸付金	517,040	538,720	506,500	507,010
	繰 出 金	6,264,759	6,370,513	6,401,535	6,549,986
	前 年 度 繰 上 充 用 金	-	-	-	-
	投 資 的 経 費	11,495,327	12,634,899	18,923,588	7,443,721
	うち普通建設事業費	8,464,175	7,353,584	7,210,093	5,518,840
	災 害 復 旧 費	3,031,152	5,281,315	11,713,495	1,924,881
	失 業 対 策 事 業 費	-	-	-	-
歳 出 総 額 (B)		62,411,250	81,820,120	82,298,699	67,703,918

事 項 \ 年 度	R元	R2	R3	R4
歳入歳出差引額 (C) (A) - (B)	843,913	1,569,062	1,678,429	1,894,911
翌年度へ繰越すべき財源 (D)	129,882	272,765	149,571	362,545
実質収支 (E) (C) - (D)	714,031	1,296,297	1,528,857	1,532,366
単年度収支 (F)	△ 436,560	582,266	232,560	3,509
積立金 (G)	4,934	3,781	1,500,164	4,420
繰上償還金 (H)	-	34,514	3,770	-
積立金取りくずし額 (I)	-	400,000	-	-
実質単年度収支 (J) (F) + (G) + (H) - (I)	△ 431,626	220,561	1,736,494	7,929
基準財政収入額	13,796,888	14,361,115	13,883,803	14,833,496
基準財政需要額	27,135,726	28,005,541	28,923,414	29,437,772
標準財政規模	32,751,154	33,259,595	34,312,805	33,838,437
財政力指数	0.500	0.510	0.500	0.500
実質収支比率 (%)	2.2	3.9	4.5	4.5
経常一般財源比率 (%)	99.8	98.9	101.2	103.5
実質公債費比率 (%)	9.6	9.4	9.2	9.3
積立金現在高 (財調等特定目的)	7,371,945	8,384,097	11,005,618	11,468,569
地方債現在高 (政府・その他)	71,248,111	75,515,120	85,751,361	84,056,428
債務負担行為額	20,064,960	18,405,164	17,127,500	16,587,537

※基準財政収入額以降は、地方財政状況調査表に基づく

※積立金現在高は定額運用型基金を除く

(3) 市税収入額 (現年分)

(単位：千円)

項・目 \ 年 度	R2	R3	R4
市 民 税	5,786,237	5,914,556	6,051,055
個 人	4,890,942	4,912,960	5,026,044
法 人	895,295	1,001,596	1,025,011
固 定 資 産 税	8,253,908	8,164,557	8,704,735
固 定 資 産 税	8,208,635	8,119,174	8,644,873
交 付 金	45,273	45,383	59,862
軽 自 動 車 税	452,546	462,249	477,272
市 た ば こ 税	811,223	874,872	929,320
鉦 産 税	-	-	-
入 湯 税	8,177	8,862	11,440
特 別 土 地 保 有 税	-	-	-
合 計	15,312,091	15,425,096	16,173,822

(4) 目的(款)別歳出

年 度		H30		R元	
区 分 款		決 算 額 (千円)	構成比率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比率 (%)
1	議 会 費	366,438	0.56	365,190	0.59
2	総 務 費	6,131,990	9.42	8,596,149	13.77
3	民 生 費	22,982,939	35.31	23,363,457	37.43
4	衛 生 費	10,050,041	15.44	3,472,740	5.56
5	農 林 水 産 業 費	5,393,940	8.29	3,916,314	6.28
6	商 工 費	1,617,520	2.49	2,036,185	3.26
7	土 木 費	5,488,137	8.43	5,331,114	8.54
8	消 防 費	2,110,048	3.24	2,159,698	3.46
9	教 育 費	4,495,385	6.91	6,708,426	10.75
10	災 害 復 旧 費	202,603	0.31	104,972	0.17
11	公 債 費	6,132,388	9.42	6,170,334	9.89
12	諸 支 出 金	114,788	0.18	186,671	0.3
13	予 備 費	0	0.00	0	0.00
合 計		65,086,217	100.00	62,411,250	100.00
主な施策		環境センター建設事業 防災行政無線整備事業 小学校空調設備設置事業 中学校空調設備設置事業 東西アクセス線整備事業 西片西宮線整備事業 南部幹線整備事業 民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備事業 新庁舎建設事業 仮設庁舎等リース事業 庁舎解体等事業		防災行政無線整備事業 東西アクセス線整備事業 民俗伝統芸能伝承館（仮称）整備事業 地域情報化事業 西片西宮線整備事業 南部幹線整備事業 新庁舎建設事業 仮設庁舎等リース事業 高田コミュニティセンター整備事業	

R2		R3		R4	
決 算 額 (千円)	構成比率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比率 (%)	決 算 額 (千円)	構成比率 (%)
351,966	0.43	342,002	0.42	340,758	0.5
22,872,253	27.95	17,162,504	20.86	8,630,563	12.75
24,607,696	30.08	27,563,345	33.49	25,234,400	37.27
4,643,561	5.68	6,487,490	7.88	4,333,610	6.4
3,695,732	4.52	3,906,645	4.75	3,356,346	4.96
2,562,773	3.13	2,742,711	3.33	2,932,691	4.33
5,010,829	6.12	5,367,616	6.52	5,167,112	7.63
3,186,474	3.89	2,717,433	3.30	2,456,118	3.63
5,348,730	6.54	4,553,372	5.53	4,711,968	6.96
1,722,847	2.11	1,570,801	1.91	1,294,663	1.91
6,258,824	7.65	6,335,691	7.70	6,588,757	9.73
1,558,435	1.9	3,549,089	4.31	2,656,932	3.93
0	0.00	0	0.00	0	0.00
81,820,120	100.00	82,298,699	100.00	67,703,918	100.00
防災行政無線整備事業 東西アクセス線整備事業 民俗伝統芸能伝承館整備事業 地域情報化事業 西片西宮線整備事業 南部幹線整備事業 新庁舎建設事業 仮設庁舎等リース事業 災害廃棄物処理事業 道路橋梁施設災害復旧事業 林道施設災害復旧事業 堆積土砂排除事業 公園施設災害復旧事業 河川施設災害復旧事業 農地・農業施設等災害復旧事業 八代市新型コロナウイルス感染症対策 基金事業 新型コロナウイルス感染症対策事業 (学校端末整備) 八代市飲食店等緊急特別支援事業 金融円滑化特別資金利子補給事業		東西アクセス線整備事業 防災行政無線整備事業 西片西宮線整備事業 塵芥施設維持管理事業(八代清掃セン ター解体工事) 地域情報化事業 新庁舎建設事業 仮設庁舎等リース事業 災害廃棄物処理事業 林道施設災害復旧事業 道路橋梁施設災害復旧事業 農地・農業施設等災害復旧事業 堆積土砂排除事業 公園施設災害復旧事業 河川施設災害復旧事業 宅地嵩上げ安全確保事業 新型コロナウイルスワクチン接種事業 新型コロナウイルス感染症対策事業 (やつしろ未来クーポン券) 新型コロナウイルス感染症対策事業 (熊本県時短要請協力負担金)		東西アクセス線整備事業 西片西宮線整備事業 道路橋梁施設災害復旧事業 林道施設災害復旧事業 農地・農業施設等災害復旧事業 広域交流センターさかもと館整備事業 坂本支所等建設事業 宅地嵩上げ安全確保事業 新型コロナウイルスワクチン接種事業 新型コロナウイルス感染症対策事業 (デジタルプレミアム商品券) 新型コロナウイルス感染症対策事業 (施設園芸燃油価格高騰対策) 新型コロナウイルス感染症対策事業 (熊本県時短要請協力負担金) 新型コロナウイルス感染症対策事業 (農林漁業所得減少対策)	

(5) 節別歳出

(単位：千円)

節 \ 年度	H30	R元	R2	R3	R4
1 報 酬	474,368	491,988	861,650	842,016	870,015
2 給 料	3,835,379	3,926,458	4,043,922	4,046,915	4,106,118
3 職 員 手 当 等	2,994,386	2,906,267	3,302,251	3,110,866	3,360,917
4 共 済 費	1,480,356	1,527,763	1,511,746	1,530,893	1,492,020
5 災 害 補 償 費	1,319	1,835	1,245	3,184	2,595
6 恩 給 及 年 金 退 職 年 金	594	594	594	594	594
賃 金	558,017	562,859	-	-	-
7 報 償 費	218,507	194,627	452,951	709,823	1,086,938
8 旅 費	74,699	75,234	47,788	50,298	66,606
9 交 際 費	1,100	986	348	336	531
10 需 用 費	1,479,169	1,413,964	1,736,036	1,419,895	1,427,893
11 役 務 費	276,575	306,099	350,222	388,702	385,305
12 委 託 料	4,591,737	4,873,822	7,909,778	9,252,908	6,854,663
13 使 用 料 及 び 料 賃 借 料	625,448	679,377	765,728	811,322	561,036
14 工 事 請 負 費	9,375,494	7,723,942	7,040,984	13,600,276	4,522,939
15 原 材 料 費	39,103	38,830	48,609	42,983	36,307
16 公有財産購入費	74,044	65,393	26,384	116,073	73,002
17 備 品 購 入 費	252,492	210,589	905,040	812,607	216,906
18 負担金補助及び 交 付 金	14,969,249	13,689,894	27,657,005	18,497,715	16,045,834
19 扶 助 費	9,961,852	10,298,078	10,173,165	10,185,574	10,120,038
20 貸 付 金	516,980	517,040	538,720	506,500	507,010
21 補償・補てん 及 び 賠 償 金	517,498	305,635	192,621	66,416	122,696
22 償還金・利子 及 び 割 引 料	6,348,534	6,361,020	6,422,098	6,571,712	7,087,891
23 投資及び出資金	-	-	-	-	-
24 積 立 金	203,311	272,821	1,792,136	3,670,429	2,817,589
25 寄 附 金	-	-	-	-	-
26 公 課 費	8,798	8,705	7,693	7,034	8,235
27 繰 出 金	6,207,208	5,957,430	6,031,406	6,053,628	5,930,240
合 計	65,086,217	62,411,250	81,820,120	82,298,699	67,703,918

7 市 税

(1) 税 率

①普通税

ア 市民税

a 均等割

個人 年額3,000円（令和6年度課税分以降）

年額3,500円（平成26年度課税分以降令和5年度課税分まで）

法人

法人市民税税率

(R5.4.1現在)

資本準備金等の額※1	従業員数	均等割額 (千円)
1千万円以下	50人以下	60
	〃 超	144
1千万円超 1億円以下	50人以下	156
	〃 超	180
1億円超 10億円以下	50人以下	192
	〃 超	480
10億円超 50億円以下	50人以下	492
	〃 超	2,100
50億円超	50人以下	492
	〃 超	3,600

※1但し、資本金等の額または調整後の資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は資本金と資本準備金の額とする

b 所得割又は法人税割

(i) 個 人

課税総所得金額	税 率	
	18年度まで	19年度以降
200万円以下の金額	3%	} 一律6%
700万円以下の金額	8%	
700万円を超える金額	10%	

(ii) 法 人 8.4%（令和元年9月30日以前に開始した事業年度は12.1%）

イ 固定資産税 100分の1.6（平成27年度から）

ウ 軽自動車税種別割（年額）（平成28年度から）

a 原動機付自転車

(i) 総排気量が0.05ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kw以下のもの
(ivを除く) 2,000円

(ii) 二輪のもので総排気量が0.05ℓを超え0.09ℓ以下のもの、又は定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下のもの 2,000円

(iii) 二輪のもので総排気量が0.09ℓを超えるもの、又は定格出力が0.8kwを超えるもの 2,400円

(iv) 三輪以上のもの（車室を備えず、かつ輪距が0.5メートル以下及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が0.5メートル以下の三輪のもの及び特定小型原動機付自転車を除く）で排気量が0.02ℓを超えるもの、又は定格出力が0.25kwを超えるもの 3,700円

b 軽自動車及び小型特殊自動車

(i) 軽自動車

二輪のもの（軽二輪 125cc～250cc 側車付を含む） 3,600円

車 種 区 分			税 額（年額）		
			平成27年3月31日までに最初の新規検査をした車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両
三輪			3,100円	3,900円	4,600円
四輪	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

◎グリーン化特例を適用した場合の税率

区 分				グリーン化特例適用税率 (令和5年度～7年度)		
				25%軽減	50%軽減	75%軽減
軽自動車	三 輪			3,000円	2,000円	1,000円
	四輪以上	乗用	自家用	-	-	2,700円
			営業用	5,200円	3,500円	1,800円
		貨物用	自家用	-	-	1,300円
			営業用	-	-	1,000円

(ii) 小型特殊自動車

農耕作業用自動車（刈取脱穀作業用自動車を含む） 2,400円

その他のもの 5,900円

c 二輪の小型自動車（小型二輪 250cc超 側車付を含む） 6,000円

※令和元年10月1日より、軽自動車を取得した際に課税される自動車取得税（県税）に代わり、軽自動車税環境性能割（県徴収）が導入されています。

エ 市たばこ税 1,000本につき6,552円（令和3年10月1日から）

オ 鉱産税 100分の1（ただし、課税標準額が200万円以下の場合は100分の0.7）

②目的税

ア 入湯税（1人1日につき）

a 宿泊の場合 150円（特に市長が認める者については30円）

b 宿泊しない場合又は引続き3日以上滞在する場合 50円

イ 国民健康保険税（令和6年度）

a 基礎課税（賦課限度額65万円）

(i) 所得割 100分の10.6

(ii) 均等割 被保険者1人につき 29,600円

(iii) 平等割 1世帯につき 22,000円

b 後期高齢者支援金（等）課税（賦課限度額24万円）

(i) 所得割 100分の3.3

(ii) 均等割 被保険者1人につき 9,300円

(iii) 平等割 1世帯につき 6,900円

c 介護納付金課税（40歳以上65歳未満の第2号被保険者）（賦課限度額17万円）

(i) 所得割 100分の2.7

(ii) 均等割 第2号被保険者1人につき 14,900円

(2) 市民税の課税標準額段階別税額

令和5年7月1日現在

課税標準額の段階等			令和5年度			
			課税標準額 (千円)	算出税額 (千円)	納税義務者数	
個人	均 等 割 (A)			205,685	58,767	
	所得割	10万円以下の金額		1,093,990	33,133	2,623
		10万円 超 100万円		11,654,387	623,139	20,413
		100万円 " 200万円		22,248,174	1,225,045	15,419
		200万円 " 300万円		16,660,462	918,914	6,689
		300万円 " 400万円		11,865,875	680,046	3,405
		400万円 " 550万円		7,391,782	416,437	1,544
		550万円 " 700万円		2,747,861	154,879	443
		700万円 " 1,000万円		2,966,768	167,244	355
		1,000万円を超える金額		10,411,727	582,166	527
		計 (B)		87,041,026	4,801,003	51,418
	内訳	給与所得		71,876,160	4,020,838	42,602
		営業等所得		3,600,634	204,358	1,675
		農業所得		2,530,888	146,214	770
		その他の所得		4,827,099	268,674	5,945
		分離(譲渡所得等)		4,206,245	160,919	426
法	均 等 割 (C)		—	401,801	3,420	
人	法 人 税 割 (D)		—	624,749	3,420	
合 計 (A) + (B) + (C) + (D)			—	6,033,238		

課税標準額の段階等は総務省の「市町村税課税状況等の調」の区分による。

8 市有財産（物品、基金を除く）

（金額単位：千円）

年 度		R 3		R 4		R 5	
項 目	面積	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)	土地 (地積㎡)	建物 (延面積㎡)
本	庁 舎	23,795.58	27,310.22	23,795.58	27,788.37	23,795.58	27,788.37
その他の 行政機関	警察(消防)施設	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	そ の 他 の 施 設	45,698.46	15,028.53	45,698.46	12,633.93	45,698.46	12,633.93
公共用 財 産	学 校	859,966.20	214,378.90	859,966.53	214,323.65	859,692.59	214,343.73
	公 営 住 宅	189,653.37	75,051.78	192,185.72	75,283.28	194,188.03	75,851.28
	公 園	614,627.55	4,587.60	614,694.31	4,574.80	615,111.31	4,479.19
	そ の 他 の 施 設	2,091,356.26	186,253.28	2,096,023.98	181,729.85	2,059,909.04	183,125.83
山	林	8,029,465.24	0.00	8,029,465.24	0.00	8,029,465.24	0.00
普	通 財 産	924,165.76	14,798.76	913,853.18	12,455.39	921,144.65	11,593.39
計		12,778,728.42	537,409.07	12,775,683.00	528,789.27	12,749,004.90	529,815.72
県漁業信用基金協会出資証券		4,200		4,200		4,200	
八 代 森 林 組 合 出 資 金		24,926		24,926		24,926	
県 信 用 保 証 協 会 出 捐 金		119,100		119,100		119,100	
県農業信用基金協会出資証券		13,230		13,230		13,230	
県 農 業 公 社 出 捐 金		1,070		1,070		1,070	
県 農 業 公 社 出 資 証 券		340		340		340	
県中小企業振興公社出資証券		1,390		1,390		1,390	
県い業経営安定基金協会出資証券		74,890		74,890		74,890	
八 代 市 学 校 給 食 会 出 捐 金		5,000		5,000		5,000	
公益財団法人くまもと里海づくり協会出捐金		10,296		10,296		10,296	
県農業後継者育成基金出資金		9,911		9,911		9,911	
八代中高年齢労働者福祉センター出捐金		2,000		2,000		2,000	
(財)県林業従事者育成基金出捐金		21,070		21,070		21,070	
八代市土地開発公社出資金		3,000		0		0	
熊本県移植医療推進財団出捐金		7,800		7,800		7,800	
県暴力追放協議会出捐金		3,610		3,610		3,610	
県 林 業 公 社 出 資 金		400		400		400	
県さわやか長寿財団出捐金		7,460		7,460		7,460	
県雇用環境整備協会出捐金		18,600		18,600		18,600	
八代市社会福祉事業団基本財産出資金		3,000		3,000		3,000	
八代市社会福祉事業団運用財産出資金		3,500		3,500		3,500	
砂防フロンティア整備機構出資金		102		102		102	
県 環 境 整 備 事 業 団 出 捐 金		87		87		87	
地方公共団体金融機構出資金		11,000		11,000		11,000	
株	券	239,276		239,276		239,276	

第三セクター（※本市出資割合50%以上の会社法法人のみ記載）

法 人 名	設立年月日	資本金	市出資額	市出資比率
		(千円)	(千円)	(%)
さかもと温泉センター株式会社	平成8年4月1日	86,450	60,000	69.40
株式会社東陽地区ふるさと公社	平成16年11月1日	50,000	50,000	100.00
株式会社いずみ	平成10年4月1日	55,000	50,000	90.90